

別海町議会会議録

第3号（平成23年9月16日）

○議事日程

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

各議案の討論・採決

- (1) 平成23年度別海町一般会計補正予算（第2号）
（議案第40号）
- (2) 平成23年度別海町国民健康保険特別会計補正予算
（第2号）
（議案第41号）
- (3) 平成23年度別海町下水道事業特別会計補正予算
（第1号）
（議案第42号）
- (4) 平成23年度別海町介護保険特別会計補正予算（第
1号）
（議案第43号）
- (5) 別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定につ
いて
（議案第44号）
- (6) 別海町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改
正する条例の制定について
（議案第45号）
- (7) 別海町営畜牛育成牧場の設置及び管理に関する条例
の制定について
（議案第46号）
- (8) 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につい
て
（議案第47号）
- (9) 和解及び損害賠償額の決定について
（議案第48号）
- (10) 尾岱沼漁港における公有水面埋立について
（議案第49号）
- (11) 町道の認定及び廃止について
（議案第50号）
- (12) 人権擁護委員候補者の推薦について
（諮問第1号）

日程第 3	発議第 3 号	地方財政の充実・強化を求める意見書について
日程第 4	発議第 4 号	釧路・根室地域における看護専門学校の早期開設等に関する意見書について
日程第 5	発議第 5 号	T P P 交渉への参加を行わないよう求める意見書について
日程第 6	発議第 6 号	道路の整備に関する意見書について
日程第 7	発議第 7 号	森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書について
日程第 8	発議第 8 号	原発からの撤退、自然エネルギーへの転換を求める意見書について
日程第 9	発議第 9 号	国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書について
日程第 10	発議第 10 号	J R 三島・貨物会社の経営安定化に関する意見書について
日程第 11		議員派遣の件について
日程第 12		委員会開催の承認について

○会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	各議案の討論・採決
	(1) 平成 23 年度別海町一般会計補正予算 (第 2 号) (議案第 40 号)
	(2) 平成 23 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) (議案第 41 号)
	(3) 平成 23 年度別海町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) (議案第 42 号)
	(4) 平成 23 年度別海町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) (議案第 43 号)
	(5) 別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定につ いて (議案第 44 号)
	(6) 別海町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改 正する条例の制定について (議案第 45 号)
	(7) 別海町営畜牛育成牧場の設置及び管理に関する条例 の制定について (議案第 46 号)
	(8) 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更ににつ いて (議案第 47 号)

- (9) 和解及び損害賠償額の決定について
(議案第48号)
- (10) 尾岱沼漁港における公有水面埋立について
(議案第49号)
- (11) 町道の認定及び廃止について
(議案第50号)
- (12) 人権擁護委員候補者の推薦について
(諮問第1号)

日程第 3	発議第 3 号	地方財政の充実・強化を求める意見書について
日程第 4	発議第 4 号	釧路・根室地域における看護専門学校の早期開設等に関する意見書について
日程第 5	発議第 5 号	T P P 交渉への参加を行わないよう求める意見書について
日程第 6	発議第 6 号	道路の整備に関する意見書について
日程第 7	発議第 7 号	森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書について
日程第 8	発議第 8 号	原発からの撤退、自然エネルギーへの転換を求める意見書について
日程第 9	発議第 9 号	国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書について
日程第 10	発議第 10 号	J R 三島・貨物会社の経営安定化に関する意見書について
日程第 11		議員派遣の件について
日程第 12		委員会開催の承認について

○出席議員（18名）

1 番	木 嶋 悦 寛	2 番	松 壽 孝 雄
3 番	森 本 一 夫	4 番	今 西 和 雄
5 番	西 原 浩	6 番	杳 澤 昌 廣
7 番	小 林 敏 之	8 番	安 部 政 博
9 番	瀧 川 榮 子	10 番	山 田 信
11 番	丹 羽 勝 夫	12 番	松 原 政 勝
13 番	戸 田 博 義	14 番	戸 田 憲 悦
15 番	中 村 忠 士	16 番	佐 藤 初 雄
副議長 17 番	安 田 輝 男	議長 18 番	渡 ・ 政 吉

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	水 沼 猛	副 町 長	磯 田 俊 夫
教 育 長	山 口 長 伸	総 務 部 長	小 守 正
福 祉 部 長	田 村 秀 男	産 業 振 興 部 長	土 井 一 典
建 設 水 道 部 長	根 本 幸 三	教 育 部 長	大 島 登
監査委員事務局長	半 田 雅 代	農 委 事 務 局 長	森 本 哲 男

病院事務長 真 籠 毅
 総務部次長 有 田 博 喜
 福祉部次長 齋 藤 英 彦
 産業振興部次長 笠 原 悦 雄
 総務課長 宮 部 正 好
 財政課長 竹 中 仁
 税務課長 田 保 圭 乙
 福祉課参事 清 水 純 夫
 特養建設準備室長 松 本 光 永
 老健事務長 清 尾 昌 弘
 デイサービスセンター施設長 中 澤 庄 一
 環境特別推進室長 登 藤 和 哉
 商工観光課長 岡 田 一 芳
 事業課長 天 田 豊
 上下水道課長 永 野 寛 昭
 生涯学習課長 下 地 哲
 出納室長 相 山 一 晴

会計管理者 上 月 昭 彦
 福祉部次長 松 本 光 永
 福祉部次長 松 壽 和 広
 建設水道部次長 天 田 豊
 総合政策課長 有 田 博 喜
 総務課参事 佐 藤 則 夫
 福祉課長 佐 藤 英 敏
 町民課長 齋 藤 英 彦
 保健課長 佐々木 勉
 特養施設長 村 井 勉
 農政課長 山 崎 茂
 水産みどり課長 笠 原 悦 雄
 管理課長 小 西 健 夫
 事業課技術長
 (病院建設準備室長) 山 岸 英 一
 学務課長 藤 原 繁 光
 図書館長 中 川 浩
 病院事務課長 佐 藤 一 彦

○議会事務局出席職員

事務局長 佐 藤 次 春

主 幹 山 田 一 志

○会議録署名議員

14番 戸 田 憲 悦
 16番 佐 藤 初 雄

15番 中 村 忠 士

◎開議宣告

○議長（渡・政吉君） おはようございます。若干時間前でございますけれども、皆さんおそろいでございますので、始めたいと思います。

まず、議場がもし気温が高くなってきたら、上着を脱ぐことを許可いたしたいと思います。

それでは、ただいまから第4日目の会議を開きます。

ただいま出席している議員は、18名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡・政吉君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において指名いたします。

14番戸田憲悦議員、15番中村議員、16番佐藤議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 各議案の討論・採決

○議長（渡・政吉君） 日程第2 各議案の討論・採決を行います。

ここで、お諮りします。

議案第40号平成23年度別海町一般会計補正予算ですが、本件については、本会議の初日に質疑が行われております。その中で、中村議員から資源循環施設の譲渡に関し、町長に対して議事録を精査するよう、また、みずからも議事録を精査するとの趣旨の発言があり、その後、町長からも、議事録を精査して、いずれかの機会に答えたい旨答弁があったところであります。

このことから、討論・採決の前に、中村議員及び町長から、議事録精査の結果等について発言を求めることといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡・政吉君） 異議なしと認めます。

それでは、発言を求めます。

初めに、15番中村議員。

○15番（中村忠士君） 議事録を精査して再確認したことを踏まえ、再度、私の意見を言わせていただきます。

平成17年、2005年の3月に、私は一般質問でこの問題を取り上げています。そのときの担当部長は、次のように答弁しています。「町といたしましては、参加農家と協議しながら活用していくということで、無償譲渡での協議を進めていたところでございます。この結果をもとに、研究所は、別海町への無償譲渡を前提に処分方法を国と協議しておりました。」つまり、町は、無償譲渡の方向でやってきた。無償譲渡が町の方針だったということを言っているわけです。この点を、まず確認いたしました。

これに続けて、担当部長は次のように言っています。「しかし、2月に入りまして、国と開発土木研究所との協議の中で、無償による財産処分はいろいろな課題が残るということが判断された。」ここに述べられているのは、国の判断です。

また、次のようにも言っています。「無償であれば、うち、つまり別海町のことでしょけれども、うちは譲与を受けるよということで話を進めてきたけれども、財産管理上、無償で譲与することは不適切ですよという国の判断があったわけです。」これも国の判断についての説明です。この国の判断なり意向をのんで、町が無償譲渡の方向性を断念したとは議事録のどこを見ても出てきません。この点についても確認いたしました。

別海町の意向である無償譲渡、これは町民の意向でもあります、それに対して不適切だという国の判断が示されたわけですが、本来ならば、ここで徹底的に議論をして、無償譲渡を勝ち取るべく最大限の努力をして、一定の結論を得るべきでした。しかし、町のとった方針は、共同研究という形で、国の施設のままシステムを活用していくということでありました。

担当部長は、次のように述べています。「不適切ですよという国の判断があったわけですから、国が持ったまま無償で貸与を受けてやっていく。貸与を受けるというよりも、共同でやっていくという形になったので、これは、かえってうちとすれば、維持管理費の面や何かを考えれば、逆に有利になったかなというような判断でこれを進めているところでございます。」

施設の所有をどうするかという将来性にかかわる結論を出さないまま、無償で施設を活用するという新しい事業を出発させた。結果として、問題の先送りをしてしまったというのが議事録を精査して確認された三つ目の点であります。

この答弁があった時点、平成17年3月では、町の方針としての無償譲渡は消えていません。また、それ以降も無償譲渡の方針は消さない、そうとられる答弁をしているのです。そのことを私は議事録から確認をいたしました。

議事録を精査して確認された点を整理すると、次の3点です。

一つ、町は、無償譲渡の方向でやってきたこと。

2番目、無償譲渡は不適切との国の判断は示されたが、町が無償譲渡の方針を断念したことは、議事録のどこにも載っていないこと。

3点目として、町は結論を先送りしたが、無償譲渡の方針は消えないと受け取られる答弁をしていること。

無償譲渡という町の方針を、議会を通じて町民に知らせたわけです。国は反対の判断をしていることを同時に伝えていますが、無償譲渡の方針は消えていないということも示しています。これを、私は約束ととらえているし、今回、議事録を精査して、再度そのことを確認した次第であります。

私が、相手がある事案の場合、こちらが考えていることがそのまま通るときもあるし、通らないこともあるというのは重々承知しています。したがって、約束したことが実現するとは限らないということもしかりであります。問題は、その経緯と内容です。だから私は、本議会1日目に、1点、約束を守るために町長はどういう努力をされてきたか。2点目、見通しが甘かったと指摘されても仕方がないと思うが、どうか。3点目、これまでの経過から来る酌み取るべき教訓は何かという3点の質問をさせていただきました。これは、いまだに疑問のままであります。

議論がかみ合わなかったことは、極めて残念であります。その一端に、私の聞き方、言い方に不十分さがあったのかもしれないと反省していますが、議事録を精査した上で再度発言をさせていただきました。

以上であります。

○議長（渡・政吉君） それでは、次に、町長。

○町長（水沼 猛君） おはようございます。

私のほうからも議事録の精査の確認について御報告を申し上げます。

定例会初日の一般会計補正予算の質疑の中で、中西別の資源循環施設、バイオガスプラントの取得費について、町は以前から無償譲渡されると説明をしていたとの質問がありました。私からはそのようなことはないと回答したところでございますが、議員とのやりとりの中で、過去の会議録確認を約束をいたしましたので、本補正予算の討論・採決に当たりまして、議員並びに町民の皆様方に誤解を招くことのないよう、その確認結果について御報告を申し上げたいと思います。

まず、平成16年12月定例会におきまして、バイオガスプラントの町の説明がございしますが、産業振興部長から一般質問に回答しているものでございます。

その議事録であります、バイオガスプラントは、

平成12年度から独立行政法人北海道土木研究所が試験研究を行っているところでございまして、当年が5カ年目ということで、本年度で試験を終えようというところでございます。

開発研究所からは、昨年3月に試験研究後の施設の取り扱いについて町の方に相談がございまして、現在、町・農協・協力団体でございます広野バイオガス研究会と、中身について協議中でございます。ただ、財産処理に関しましては、国が施設等を処分をするに当たって、有償で買い取ってくれる企業もあるのではないかというようなことも一応当たってみなければならないというようなことから、全国94社の産業廃棄物収集運搬並びに所有する業者に対しまして、関係農家の家畜ふん尿を投入して処理すること等4点ほどの条件をつけた中で有償で買い取る希望があるかどうか、これを現在アンケート調査しているところでございますけれども、今のところ企業からは問い合わせが来ておりません。

したがって、今後、町といたしましては現在の施設を活用し、参加農家のふん尿を処理するとともに、一部の副資材と廃棄物を合わせて処理し、酪農専業地帯の大規模集中型モデルとして、引き続きバイオガスプラントとして継続して利用していきたいというふうに考えております。

また、このためには現施設は研究試験施設でございますので、一部改修をしたり、それから副資材の受け入れ等を検討しているために、これら管理運営しやすいようにするべく、関係者と内部の改修等について協議を今取り進めているところでございます。いずれにしても3月末までには、はっきりするというふうに予想しているところでございます。

と回答をしていることを確認したところでございます。

また、そのときの回答では、「基本的には3月いっぱい町が譲渡を受けるという考え方をさせていただいて結構だと思うのですが、今現在、先ほど申し上げましたように、開発土木研究所と後々受けた後に、できるだけ運用費用がかからないような施設の改修をしてくれというような、今、要請をしております、今の状況ですぐ町が全部引き受けますよという話になると、そこら辺の改修ができるかという駆け引きの部分もございしますので、今現在は交渉中だということで理解をいただきたいと思います。」との説明もしております。

そして、平成17年3月の定例議会では、こちらでも当時の産業振興部長から、「北海道

開発土木研究所より、特別研究終了後、国有財産の取扱基準にて、基本的には売り払いが想定され、施設利用についてはメタン発酵施設として活用することが示されましたけれども、町といたしましては、参加農家と協議をしながら活用していくということで無償譲渡の協議を進めていたところでございます。この結果をもとに、研究所は、別海町への無償譲渡を前提に、処分方法を国と協議をしておりました。しかし、2月に入りまして、国と、それから開発土木研究所との協議の中で、無償による財産処分は、いろいろな課題が残るということの判断がなされたために、当面の間、開発土木研究所の財産として、試験研究を引き続き実施していくというようになったところでございます。」といたしまして、改めて無償譲渡の厳しさをお伝えをしている、このことが確認をされたところでございます。

また、この質問のやりとりの中で、前町長からは、「無償譲渡するというのは、国土交通省、あるいは開発局との折衝の結果そうなったのですけれども、どうしても財務省の了解が得られないとか、そういうことで、もうちょっと研究を継続していかないと町の希望に沿えられないと、今、そういう状況下に置かれているので、別にころころ変わっているわけではありません。」と、回答をしておりました。

そして、産業振興部長からも、「無償であれば、うちは譲渡を受けますよということで話を進めてきたけれども、財産管理上、無償で譲渡することは不適切ですよという国の判断があったわけですから、国が持ったまま無償で貸与を受けてやっていく。貸与を受けるというよりも、共同でやっていくという形になったので、これはかえって、うちとすれば、維持管理の面やなんかを考えれば、逆に有利になったのかなというような判断で、これは進めているところでございますので、内容が変わったと言われればそうだけれども、それは悪くなったということでは、うちは判断しておりません。」という説明がなされたところでございまして、まさに無償譲渡が難しくなったことが、この時点で明らかにされたところでございます。

私が確認した過去のバイオガспラントの譲渡の考え方の内容はこのとおりでございまして、あれから6年経過しておりまして、町といたしましては、無償での譲渡を要請をしてはきておりますが、私が確認した範囲では、無償譲渡の方向だと説明してきたことが、平成17年3月定例会で、前町長や産業振興部長が議会や町民の皆様にも無償譲渡は困難になったということをしかりとお伝えをしてきたところでございまして、この後も無償譲渡の方向だと説明してきてはいないことを改めて御確認をいただきたいと思います。

終わりになりますが、本議案の討論・採決に当たり、さきの質疑での議員各位のぜひ誤解を解いていただきますようお願いを申し上げます。

また、今後、このような非建設的な議論については、私どもとしてもしたくはございません。議員各位にも、もう一度御理解を賜りますよう、よろしくをお願いを申し上げる次第であります。

以上です。

○議長（渡・政吉君） 発言が終わりましたので、以上で、この件に関しては終わります。

それでは、議案第40号平成23年度別海町一般会計補正予算の討論に入ります。

15番中村議員。

○15番（中村忠士君） 一般会計補正予算に対し、反対の討論をいたします。

1点を除き、全体的には問題はないと思います。

問題の１点は、資源循環施設利活用整備事業であります。

資源循環施設中西別バイオガスパラントの土地と施設を３，０００万円余りで買い取るという事案であります。そもそも、この施設については、一定の期間が過ぎた後は町に無償譲渡されるという話で経過をしてきました。無償譲渡は不適切との判断を国はしているという説明がありますが、葛巻町では、独立行政法人の施設、これは木質バイオガス発電施設なのですが、これが無償譲渡されています。無償譲渡の可能性が皆無なのかどうか、この点からも疑問が残ります。

私は、本議会初日に、無償譲渡に向けどういう努力をしてきたのかという点を町長に質問しましたが、明確な説明を受けることはできませんでした。私は国に対し、国は施設を十分活用したのではないかと。町も、それに多大な協力をしてきた。無償譲渡は当然であると主張し、無償譲渡をあきらめず追求すべきと考えます。無償譲渡がどうしてもだめなら、無償貸与などの方策はないのかを含め、あきらめないで追求すべきです。

また、結果として、無償譲渡から買い取りに方針変更したことについて、見通しが甘かったと指摘されても仕方がないと申し上げ、その責任についてたどしました。これに対しても明確な答弁はありませんでした。

私は、資源循環施設が利用農家さんにとって、なくてはならない重要施設になっている現実は無視できないし、施設の廃止または休止は、現状としてはできないと思っています。当分は、この施設を活用していかなければなりません。だからこそ確実な見通しをしっかりと持つ必要があります。その点で、前述した見通しの甘さを直視して、そこから教訓や反省をくみ出していかなければならないと考えていますが、町当局の姿勢にそれが見えてきません。重大な問題だと思います。

以上の理由から、本補正予算案に反対することを申し上げ、反対討論といたします。

○議長（渡・政吉君） それでは、次に、原案に賛成の者の発言を許します。

１３番戸田博義議員。

○１３番（戸田博義君） この件につきましては、町長からもる御丁寧な説明等がございました。

私、ここのポイントは、平成１７年の３月の定例会の一般質問で、町長が言われたとおり当局が答えているわけでございます。国有財産の取扱基準に、基本的には売り払いが想定されたが、町としても参加農家と協議しながら活用していくということで、無償譲渡で進めてきたことも事実でございます。言ってみれば、相手方もあるわけでございますから、お互い最後になれば取引ということになってまいるのが世の中の常でございます。特例でそれぞれ無償譲渡というところもあるかとは思われますけれども、大抵は残存価格そのもので買い取るというのが通常取引ではないかなというふうに思っております。

もちろん、研究所も別海町の意向を聞きまして、無償譲渡を前提に、処分方法を長い間、国と協議してきたと、このようなことでございまして、１７年の２月に入ってから正式に、国と開発土木研究所との協議の中で、無償による財産処分は、国としてもいろいろな課題が残るという判断をされた、ということで、はっきり前部長のほうから言っております。言ってみれば、国が無償であれば譲渡を受けようという話を進めてきたけれども、財産管理上不適切というふうな国の判断があつて、その後、共同研究という形の中で、いろいろ町も、最終的にどうなるかわからない中で、施設のいろいろな改修等、もちろん、もし有償の場合、そのまま譲られても危険なものがある。素人がほとんどさわられ

ないようなものがあるということで、そういうものの除去等をいろいろ町と協議しながら、開発土木研究所ではそれぞれ努力されてきたというふうに私は評価しているところでございます。

少し長くなりましたけれども、このようなことで、この案件につきましては賛成の立場で討論いたします。

終わります。

○議長（渡・政吉君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡・政吉君） ないようですので、これで討論を終わります。

それでは、これから採決いたします。

本件については、起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（渡・政吉君） 起立多数であります。

したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号平成23年度別海町国民健康保険特別会計補正予算の討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡・政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡・政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号平成23年度別海町下水道事業特別会計補正予算の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡・政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡・政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号平成23年度別海町介護保険特別会計補正予算の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡・政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡・政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

議案第４４号別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

９番瀧川議員。

○９番（瀧川榮子君） 反対の立場で討論させていただきます。

条例の改正では、租税罰則の見直しとして、納税者に対する罰則の強化を盛り込んでいます。全国の地方税徴収現場では、個人や個人事業者への人権を無視した税務調査や滞納処分、差し押さえなど乱暴な権力行使が広がっています。租税罰則の大幅な強化は、こうした乱暴な権力行使を一層助長し、拡大につながります。

この条例改正案では、特定非営利活動に関する寄附金や学校法人に対する寄附金を新たに寄附金税額控除対象にするなど賛成する項目も含まれていますが、租税罰則強化が盛り込まれていることを理由として、反対いたします。

○議長（渡・政吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

どなたかございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡・政吉君） なければ、これで討論を終わります。

これから、採決いたします。

本件については、起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（渡・政吉君） 起立多数であります。

したがって、議案第４４号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第４５号別海町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡・政吉君） ないようですので、討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡・政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４５号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第４６号別海町営畜牛育成牧場の設置及び管理に関する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡・政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡・政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４６号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第４７号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡・政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡・政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４７号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第４８号和解及び損害賠償額の決定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡・政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡・政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４８号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第４９号尾岱沼漁港における公有水面埋立についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡・政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡・政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４９号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第５０号町道の認定及び廃止についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡・政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡・政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５０号は、原案のとおり可決されました。

次に、諮問第１号人権擁護委員候補者の推薦についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡・政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本件は、諮問のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡・政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第１号は、諮問のとおり決定されました。

◎委員会付託省略の議決

○議長（渡・政吉君） ここで、お諮りします。

日程第 3 発議第 3 号から日程第 10 発議第 10 号までの 8 件については、会議規則第 39 条第 3 項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡・政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第 3 発議第 3 号から日程第 10 発議第 10 号までの 8 件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第 3 発議第 3 号

○議長(渡・政吉君) 日程第 3 発議第 3 号地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題といたします。

内容について、説明を求めます。

11 番丹羽議員。

○11 番(丹羽勝夫君) 地方財政の充実・強化を求める意見書の内容について御説明申し上げます。

まずは意見書の提案理由ですが、日本の財政状況は、言うまでもなく深刻な状況であり、地域の安心・安全の実現には、地方自治体の役割はますます重要であると言えます。

本町においては、とりわけ基幹産業である農林水産業の振興を初め、介護・福祉施策の充実など、地域経済の活性化と雇用対策に結びつくこれらの政策分野の充実・強化が重要な課題と言えます。

そのためにも、来年度予算において、引き続き、地方財政予算全体の安定確保に向け、本意見書を提出するものであります。

内容につきましては、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発議第 3 号地方財政の充実・強化を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出いたします。

平成 23 年 9 月 16 日。

別海町議会議長、渡・政吉殿。

提出者、別海町議会議員、丹羽勝夫。

賛成者、同佐藤初雄、同安田輝男、同戸田憲悦、同今西和雄、同森本一夫。

地方財政の充実・強化を求める意見書。

東日本大震災によって、東北・関東では多くの自治体が甚大な被害を受けたところであり、今後は地方自治体を中心となった復興が求められている。

また、全国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティーネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となっている。

特に、地域経済と雇用対策の活性化が求められる中で、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけ、これらの政策分野の充実・強化が求められている。2011 年度政府予算では地方交付税について総額 17.5 兆円の確保がなされているが、2012 年度予算においては、震災対策費を十分に確保するため、2011 年度を上回る規模の地方財政計画・地方交付税が必要である。

よって、2012 年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、次の事項について強く

要望する。

記。

1、被災自治体に対する復興費については、国の責任において確保し、地方自治体の財政が悪化しないよう各種施策を十分に講ずること。

2、医療、福祉分野の人材確保を初めとするセーフティーネット対策の充実、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、2012年度地方財政計画・地方交付税総額を拡充すること。

3、地方財政の充実・強化を図るため、国・地方の税収配分5対5を実現する税源移譲と格差是正のための地方交付税確保、国の直轄事業の負担の見直しなど、抜本的な対策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月16日。

北海道野付郡別海町議会議長、渡・政吉。

意見書提出先、衆参両議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、経済財政政策担当大臣、内閣官房長官。

以上であります。

御審議の上、議員各位の御賛同を賜り、速やかに御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡・政吉君） 発議第3号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡・政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡・政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡・政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 発議第4号

○議長（渡・政吉君） 日程第4 発議第4号釧路・根室地域における看護専門学校の早期開設等に関する意見書についてを議題といたします。

内容について、説明を求めます。

5番西原議員。

○5番（西原 浩君） 釧路・根室地域における看護専門学校の早期開設等に関する意見書の内容について御説明申し上げます。

まずは意見書の提案理由ですが、釧路・根室管内においては看護師が不足しており、今後、質の高い安全な医療を提供していく上で看護師の需要は非常に高いのが現状です。各市町村の医療機関を初め介護サービスを提供する介護施設や事業所にとっても人材の確保

は困難な状況にあり、課題となっています。

これまで地域に根差した看護師を養成してきた根室市医師会准看護学校、釧路赤十字看護専門学校、北海道立釧路衛生看護学院が閉校され、さらに、平成24年3月には釧路市医師会看護専門学校准看護学科も閉鎖の予定で、看護師の養成体制は釧路市医師会看護専門学校看護学科のみという状況です。

根釧地域の高校生の人口は今後減少しますが、減少数よりも、この地域から離れて進学し、都会にそのまま生活圏を置いてしまうことのほうが問題になっています。この地域から離れなくても進学できる環境の整備が問われています。

地域医療や介護サービスを支えるには、施設などの充実と支援する仕組みづくりが必要ですが、病院や事業所があっても、働く人材がないと推進することはできません。このことから、地域における人材は、地域の医療機関などで育成し確保することが必要であり、看護師を養成することが急務となっています。

このように、釧路・根室地域で人材を養成し確保することが地域医療と福祉の増進を図るためには重要であるから、本意見書を提出することとなりました。

内容につきましては、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発議第4号釧路・根室地域における看護専門学校の早期開設等に関する意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成23年9月16日。

別海町議会議長、渡・政吉殿。

提出者、別海町議会議員、西原浩。

賛成者、同松原政勝、同山田信、同瀧川榮子、同木嶋悦寛。

釧路・根室地域における看護専門学校の早期開設等に関する意見書。

釧路・根室管内においては看護師が不足しており、各市町村の医療機関を初め介護サービスを提供する事業所などにとっても人材の確保は大きな課題であります。

地域医療や介護サービスを支えるには、施設等の充実と支援する仕組みづくりが必要ですが、病院や事業所があっても、働く人材がないと推進することはできません。このことから、地域における人材は、地域の医療機関等で育成し確保することが必要であり、看護師を養成する専門学校の開設が急務となっています。

また、開校に当たっては、釧路・根室管内の市町村からの推薦枠を設け、卒業後は地元で地域医療や福祉に携わる貴重な人材を育成する場となることが求められています。

このように、釧路・根室地域で人材を養成し確保することが地域医療と福祉の推進を図るためには重要であることから、次の事項について要望する。

記。

1、地域医療体制及び地域福祉体制を維持し看護師確保のために支援すること。

2、看護専門学校の釧路・根室地域への早期開設について支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月16日。

北海道野付郡別海町議会議長、渡・政吉。

意見書提出先、北海道知事。

以上であります。

御審議の上、速やかに御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡・政吉君） 発議第4号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡・政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡・政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡・政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 発議第5号

○議長（渡・政吉君） 日程第5 発議第5号T P P交渉への参加を行わないよう求める意見書についてを議題といたします。

内容について、説明を求めます。

6番沓澤議員。

○6番（沓澤昌廣君） T P P交渉への参加を行わないよう求める意見書の内容について説明申し上げます。

昨年11月に政府が閣議決定した「包括的経済連携に関する基本方針」によると、農業分野が貿易自由化により最も影響を受けやすいとの認識を示しつつも、アジア太平洋自由貿易圏（F T A A P）構想を積極的に推進するとしている。

世界的に食料需要が増大する中、北海道農業は、我が国最大の食料供給地域として、米、小麦、酪農等を中心に、専門的な経営を主体に良質な農産物を安定供給し、水産業においても国民への食料安定供給を図り、国の目指す食料自給率の向上に寄与している。

しかしながら、我が国が参加を検討しているT P P（環太平洋パートナーシップ協定）は、原則100%の関税撤廃とされており、国内農業と比べ生産規模が極めて大きい複数国との交渉となることから厳しい交渉環境にあり、仮に重要品目の関税撤廃の例外措置が認められない場合、地域社会の崩壊さえ懸念されている。

また、T P Pに参加した場合の道内農業への影響は、北海道の試算によると、米で現在の生産額1,225億円の90%が減少し125億円に、酪農では3,502億円が72%減の966億円、肉用牛は587億円が82%減の104億円となり、小麦、てん菜、でん粉、豚については、100%減少すると報道されている。

本町の酪農畜産においても、北海道の試算を当てはめると、生乳と畜産及び固体販売全部の495億円が減少すると町農政課では試算しており、水産業を含めた一次産業にとどまらず、食品加工や流通、観光など、影響は多岐にわたり、地域産業の全体をも直撃しかねない。

このような状況を踏まえ、本意見書を提案することになったものです。

内容につきましては、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発議第5号T P P交渉への参加を行わないよう求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成23年9月16日。

別海町議会議長、渡・政吉殿。

提出者、別海町議会議員、沓澤昌廣。

賛成者、同小林敏之、同中村忠士、同戸田博義、同安部政博、同松壽孝雄。

T P P交渉への参加を行わないよう求める意見書。

世界的に食料需要が増大し、食料輸出国における輸出規制などにより食料供給に不安定要素が増す中で、国は昨年3月に策定した「新しい食料・農業・農村基本計画」において、国民に対する国家の最も基本的な責務として、食料の安定供給を将来にわたって確保していくため、我が国の食料自給率を最大限向上させることとし、平成32年度の食料自給率目標を50%に引き上げたところである。

北海道農業は、我が国最大の食料供給地域として、米、小麦、バレイショ、てん菜、酪農等を中心に、専門的な経営を主体に良質な農産物を安定的に供給してきており、今後とも国民への食料安定供給の役割を高め、国の食料自給率の向上に最大限寄与していくことが期待されている。

さらに、食品加工や流通、観光等の多くの産業と密接に結びつき、本道経済・社会を支える地域の基幹産業として大きな役割を果たしていることから、次代を担う子供たちに北海道農水産業、農漁村を貴重な財産として引き継いでいくことが求められている。

しかしながら、昨年11月に閣議決定された「包括的経済連携に関する基本方針」においては、日豪E P A交渉の妥結に向けた取り組みの加速化などに加え、関税撤廃を原則とする環太平洋パートナーシップ（T P P）協定について、「関係国との協議を開始する」ことが決定され、本年1月の総理の施政方針演説では、「6月をめどに交渉参加を判断する」とされたところである。

東日本大震災後の本年5月に閣議決定された「政策推進指針」において、T P P協定交渉参加の判断時期については「総合的に検討する」とされたものの、すべての品目を自由化交渉対象とし、交渉を通じて高いレベルの経済連携を目指す基本姿勢は、昨年11月から維持されたままである。

土地や社会条件等が大きく異なる米国や豪州などの農産物輸出国との競争力格差は極めて大きく、仮にT P P交渉で重要品目の関税撤廃が行われた場合、農業や関連産業の継続が困難となり、地域社会の崩壊が懸念される。その経済的影響額は、本道において2兆1,000億円を超えるものと試算されており、このほかに、漁業生産額にも500億円を超える影響が予想されるところである。

よって、国においては、食料自給率の向上や食料安全保障の観点からも、「多様な農業の共存」を基本理念として堅持し、本道地域社会や経済・雇用に甚大な影響を与えるT P P交渉への参加を行わないよう、次の事項について強く要望する。

記。

1、関税撤廃を原則とするT P P交渉の参加は行わないこと。

2、E P A、F T A等あらゆる国際交渉においては、米や小麦、でん粉、砂糖、牛肉、乳製品等の重要品目並びに主要水産物を関税撤廃の対象から除外すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月16日。

北海道野付郡別海町議会議長、渡・政吉。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣。

以上であります。

御審議の上、議員各位の御賛同を賜り、御決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（渡・政吉君） 発議第5号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡・政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡・政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡・政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

ここで、10分間休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（渡・政吉君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第6 発議第6号

○議長（渡・政吉君） 日程第6 発議第6号道路の整備に関する意見書についてを議題といたします。

内容について、説明を求めます。

8番安部議員。

○8番（安部政博君） 道路の整備に関する意見書の内容について御説明申し上げます。

提案理由ですが、本件は、平成22年の9月定例議会において、当時の総務建設常任委員会から提出され、採択されていますが、その後の大震災などの多くの災害等を踏まえ、再度提出することにしたものです。

広大な面積を抱えながら、鉄道などの公共交通機関のない本町にとって、道路は最も重要な社会基盤であり、基幹産業を支えるといった経済活動はもとより、町民の命にかかわる救急搬送などの手段として必要不可欠であります。

特に、今回の大震災、津波、台風などで道路は寸断、崩壊し、住民に大きな不安を与え、災害に強い道路整備、特に主要幹線の代替路、交通ネットワークの構築が必須です。

このような状況を踏まえ、本意見書を提出することになりました。

内容につきましては、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発議第6号道路の整備に関する意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

平成 23 年 9 月 16 日。

別海町議会議長、渡・政吉殿。

提出者、別海町議会議員、安部政博。

賛成者、同小林敏之、同沓澤昌廣、同中村忠士、同戸田博義、同松壽孝雄。

道路の整備に関する意見書。

北海道は、全国の 22% を占める広大な面積に 179 の市町村から成る広域分散型社会を形成し、道民の移動や物資の輸送の大半を自動車交通に依存しており、道路は道民生活と経済・社会活動を支える重要な社会基盤であるが、冬期の厳しい気象条件に加え、多発する交通事故、自然災害時の交通障害や更新時期を迎え老朽化する道路施設など、道路を取り巻く課題は多い。

また、国土の根幹を成す高規格幹線道路から住民に最も密着した市町村道に至る道路網の整備は道民が強く要望しているところであり、特にミッシングリンクを抱え、全国に比べて大きく立ちおくれている高規格幹線道路ネットワークの形成は、圏域間の交流・連携の強化、地域経済の活性化、救急搬送など地域医療の充実や大規模災害時の復旧作業、被災者支援の物資輸送に大きな役割を果たすことなどから、道民の安全で安心な生活を確保する上での重要な課題である。

こうした中、地方財政は、全国的な景気の後退とともに税収が落ち込むなど、さらに厳しさを増しており、今後は国と地方の適切な役割分担のもと、道路整備に必要な予算を確保するとともに、国が制度を見直す際には、地方の自主性、裁量性を重視した、地方にとって自由度の高い制度とすることが重要である。

よって、このような状況を踏まえ、次の事項について強く要望する。

記。

1、高規格幹線道路ネットワークの早期形成を図るため、整備中区間の早期供用を図るとともに、抜本的見直し区間の未着手区間や基本計画区間などについて早期の事業化を図ること。

2、自然災害時における交通機能の確保を確実なものとするため、安全で信頼性の高い道路整備を進めるとともに、広域交通の寸断や交通障害による孤立集落の発生を防ぐ代替路の整備など、災害に強い道路ネットワークを構築すること。

3、高度成長期に整備された道路施設の老朽化に対応するため、計画的な維持補修による施設の長寿命化を図る事業の推進により安全性、耐久性を高めること。

4、冬期交通における安全性の確保、交通事故対策を初め、魅力あふれる北海道観光の発展に資する交通ネットワークの形成など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備及び維持に必要な予算額を確保すること。

5、平成 23 年度から導入された地域自主戦略交付金（一括交付金）については、道路整備に関する地域のさまざまな課題に対応できるよう、さらなる制度の充実を図るとともに、必要な予算額を確保すること。

6、事業評価に当たっては、従来の費用便益分析による効率性の面だけではなく、地域のニーズを反映させ、救急医療、災害時の機能確保、さらには観光への貢献といった交通量によらない多様な効果を考慮するなど、多面的な事業評価手法となるよう検討すること。

7、地方の財政負担の軽減に資する地方道路整備臨時貸付金制度の維持・拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月16日。

北海道野付郡別海町議会議長、渡・政吉。

意見書提出先、衆参両議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣。

以上であります。

御審議の上、議員各位の御賛同を賜り、速やかに御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（渡・政吉君） 発議第6号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡・政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡・政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡・政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 発議第7号

○議長（渡・政吉君） 日程第7 発議第7号森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書についてを議題といたします。

内容について、説明を求めます。

17番安田議員。

○17番（安田輝男君） 意見書の提出に当たりまして、森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書の内容につきまして御説明を申し上げます。

まず、意見書の提出理由について御説明を申し上げます。

近年、地球温暖化への関心が高まり、その防止策として、従来の国土の保全や水源の涵養などの役割とともに、森林に対する国民の期待は増しております。

しかしながら、国内の林業は諸要件により生産性が上がらず、材価も低迷する中、林業・木材産業は危機的な状況にあります。加えて、担い手の不足により、山村は崩壊の危機に立っています。

こうした厳しい状況を踏まえ、一昨年公表された「森林・林業再生プラン」に基づき、今後、森林整備を着実に推進し、森林・林業・木材産業の活性化を図られるよう本意見書を提出するものであります。

内容につきましては、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発議第7号森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

平成23年9月16日。

別海町議会議長、渡・政吉殿。

提出者、別海町議会議員、安田輝男。

賛成者、同戸田博義、同小林敏之。

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書。

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、森林は二酸化炭素の吸収源として大きな関心と期待が寄せられているところである。

しかしながら、本道の森林・林業・木材産業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、引き続く経済の低迷は、経営基盤の脆弱な林業・木材産業に深刻な影響を与えているところであります。

このような厳しい状況の中、森林整備を着実に推進し、森林の多面的な機能を持続的に発揮するとともに、林業の安定的発展と山村の活性化を図っていくためには、「森林・林業再生プラン」に基づき、森林施業の集約化、路網の整備、人材の育成等を積極的に進めるとともに、道産材の利用促進により、森林・林業の再生を図ることが重要である。

また、先般の東日本大震災により、東北地方を中心に未曾有の大被害をもたらしたところであるが、その復旧・復興が必要である。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

記。

1、東日本大震災の速やかな復興に向けて、被災した森林や木材加工施設等の早期復旧に加え、復興木材の供給に向けた被災地域及び全国における森林・林業再生を加速化すること。

2、今般導入される地球温暖化対策のための税の使途に森林吸収源対策や木材利用促進を位置づけるなど、森林整備推進等のための安定的な財源措置の確保による森林経営対策を推進すること。

3、間伐等森林整備の推進、持続可能な森林経営の確立に向け、森林管理・環境保全直接支払制度による搬出間伐の推進、路網整備等経営基盤の整備、担い手育成確保対策の強化を図るとともに、森林施業の集約化や機械化の推進、森林整備経費の定額助成の導入など、効率的施業の推進と所有者の負担軽減を推進すること。

4、低炭素社会の実現に着目した公共建築物や民間住宅、事務所等での地域材の利用を推進するとともに、新たなエネルギー政策の転換の検討に当たって、木質バイオマスエネルギーを最大限活用するなど国産材の利用拡大を推進すること。

5、森林整備加速化、林業再生事業の拡充・延長により、川上・川下が一体となった森林・林業の再生に向けた取り組みを推進すること。

6、国民共有の財産である国有林については、一般会計により公益的機能の一層の発揮を図るとともに、森林・林業政策の推進に貢献するため、国による一体的な管理運営体制を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月16日。

北海道野付郡別海町議会議長、渡・政吉。

意見書提出先、衆参両議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、農林水産大

臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、東日本大震災復興対策担当大臣。

以上であります。

御審議の上、議員各位の御賛同を賜り、速やかに御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長（渡・政吉君） 発議第7号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡・政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡・政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡・政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 発議第8号

○議長（渡・政吉君） 日程第8 発議第8号原発からの撤退、自然エネルギーへの転換を求める意見書についてを議題といたします。

内容について、説明を求めます。

9番瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 原発からの撤退、自然エネルギーへの転換を求める意見書について、その内容について御説明申し上げます。

東京電力福島第一原子力発電所事故が発生してから半年がたちますが、まだ収束のめどは立っていません。

事故現場は、高濃度の放射能で汚染されており、現場での作業は、常に働く作業員の命を脅かし続けています。

原発立地自治体はもちろん、周辺自治体、そして遠く離れた地域でも、放射能汚染拡大により甚大な影響を受けています。

一生懸命育てた農作物が汚染によって出荷できず、海に流れ出した汚染水がどのような影響を今後もたらすか不安が募ります。有数の観光地であった場に観光客がやってきません。時間をかけて人体をむしばむ放射能は、特に若い細胞に影響を与え、これからを担う世代にとっては大きな不安がつきまといます。

日本は、世界有数の地震国であり、私たちが知る範囲でも多くの地域で地震がありました。これからも大きな地震が想定されます。

一つの原子力発電所での事故が、これだけ広い範囲に影響を与え、「福島で起こった事故」だけでは済まされない状況になっています。

また、原発を持つ国でも、これからつくろうとしていた国でも、東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて、脱原発への動きが強くなっています。ドイツでは、全17基を2

022年までに閉鎖、スイスは、2034年までに「脱原発」を実現決定、イタリアは、「脱原発」から原発新設へ方向転換していましたが、国民投票を行い、再度「脱原発」に踏み切っています。

このような状況を踏まえ、意見書を提出することにいたしました。

内容につきましては、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発議第8号原発からの撤退、自然エネルギーへの転換を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成23年9月16日。

別海町議会議長、渡・政吉殿。

提出者、別海町議会議員、瀧川榮子。

賛成者、同中村忠士。

原発からの撤退、自然エネルギーへの転換を求める意見書。

東京電力福島第一原子力発電所事故の発生から既に半年がたとうとしていますが、いまだ収束のめどは立っていません。事故の検証も進んでいません。

福島第一原子力発電所の立地自治体はもちろん周辺自治体住民も、放射能拡散による汚染の影響は甚大であり、生活の場を失い、畑作、畜産を含む農水産物の被害も甚大です。ふるさとへ戻る希望も抱けないまま避難を余儀なくされている人たちも少なくありません。

今回の大事故を引き起こした最大の原因は、「多重防衛」の対策がとられているから安全だという「安全神話」に取りつかれ、地震や津波の備えを怠ってきたことにあり、事故は「人災」であることは明らかなです。

世界有数の地震国で津波の被害も多い日本で、54基もの原発が集中立地している現状は、明らかに異常と言わなくてはなりません。政府が2010年6月に閣議決定した「エネルギー基本計画」は、14基以上の原発の新增設を明記しています。このような原発に依存するエネルギー計画を進めることは、明らかに国民世論と逆行しています。

よって、国においては、下記の事項について真剣に取り組むよう強く求めるものです。
記。

1、原子力発電からの撤退を、期限を切って計画的に行い、原子力にかわる自然エネルギーへの転換を明確にすること。

2、エネルギー基本計画を根本的に見直し、原発の新增設は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月16日。

北海道野付郡別海町議会議長、渡・政吉。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣。

以上、御審議の上、速やかに御決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（渡・政吉君） 発議第8号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

17番安田議員。

○17番（安田輝男君） 今、提案説明がありました。その中で、私、ちょっとお尋ねしたいことがございます。というのは、原発、これに関しては、日本全国の知恵ある人は、

ほとんどの人が、これだけの大きな被害があったのだから、これはもう、原発はやめてもらいたいというのが私は本音だと思います。

そこで、私はお聞きをしたいと思います。9月3日現在で、全国で54基の原発のうち12基が稼働中と。来春については全基停止の可能性もあると。どうしてそういうふうになるか。原子力発電は、通常13カ月ごとに点検中であると。それについて国民は、再稼働、これには厳しい目を向けているということでもあります。

しかし、その中で、北海道も2基、今、点検中ということでもあります。北海道の高橋知事も、容認せざるを得ないというような発言もしております。それで、国においても、これは本当に、目まぐるしく毎日変わって、どれがどれなのかわからないというような、私も見ていますけれども、私は、当面は一定の割合で原発を活用するのか、それとも現実路線、原発を全廃するのか、それは極論だと。もし、あすから原発をやめてくださいと区切った場合に、我々、家庭の隅々まで安定して電力が需給されるのであれば私は結構です。まだそのかけらもないと。

○議長（渡・政吉君） 安田議員、ちょっとお待ちください。

○17番（安田輝男君） そういうことで、そういうような私たちの生活の安定を考えられてやられたのかどうか、その辺のところをひとつ、お願いをしたいと思います。

○議長（渡・政吉君） 提案者、質疑の趣旨がわかり……。そうですか。

それでは、9番瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 記の原子力発電からの撤退ということで、ここのところが引っかかっている部分なのかなと思いますけれども、この撤退は、期限を切って計画的にということに記の中でしています。ですので、即すべてを一掃するとか、即すべてを停止するというのではなく、期限を切って計画的に行うということで、安田議員の質問にあるように、すべてを一遍に停止してしまっただけで原子炉をとめるというような考え方で意見書を提出しているわけではありません。

○議長（渡・政吉君） 安田議員、よろしいですか。

○17番（安田輝男君） 今の説明をいただきましたけれども、期限を切ってというのは、次の開発をするまでに10年も20年もかかると新聞に出ていました。それを実行に移すとなったら、30年から50年もかかるというような今の御説明を国が言っていることは理解をしてよろしいかどうか。

○議長（渡・政吉君） 9番瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 私のほうでは、期限を切つてとか、いろいろなこともあるのですが、原子力発電所がこういう大きな事故に遭ったということなのです。影響を与えたということで、この原子力発電所の放射能が人体にとってどういうふうな影響を与えるかということを最重要視しました。

人体に与える影響は、まず全く見えない、臭気もないということで、どこにあるのかということ自分の目で確認することはできない。そして、この放射能が半減期が長い。若い世代の細胞に大きな影響を与え、長期にわたって影響を与え続ける。被爆世代だけではなく、産んだ子供の世代にも影響を与える。そしてまた、原子力発電所で使われた産業廃棄物が、解決の方法が見い出せないというようなことがあって、私たちが生きている世代だけで解決できない大きな問題を含んでいるのが原子力発電所であるということから、期限を切つて、計画的に原子力にかわる自然エネルギーへの転換をしてほしいということで意見書を提出しています。

○議長（渡・政吉君） ほかに御質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡・政吉君） それでは、ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡・政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡・政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第8号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 発議第9号

○議長（渡・政吉君） 日程第9 発議第9号国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書についてを議題といたします。

内容について、説明を求めます。

9 番瀧川議員。

○9 番（瀧川榮子君） 国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書について御説明申し上げます。

高過ぎる国民健康保険税が全国どこでも大きな問題となっています。当町も例外ではありません。

国保の財政悪化と国保税の高騰を招いているのは、国の予算削減です。昭和59年には医療費の45%とされていた国保への定率国庫負担を38.5%に引き下げ、その後も事務費や保険料軽減措置などへの国庫負担を縮小・廃止してきました。

こうした国庫負担の削減が国保世帯の貧困化と一体に進んだことが事態を一層深刻にしています。

低所得者が多く加入し、保険料に事業主負担もない国保は、適切な国庫負担なしには成り立ちません。これは、かつて政府も認めていた国保財政の原則です。

国保税は、このままではさらなる値上げへの道しかない状況にあります。値上げは滞納につながり、国保会計の悪化、さらなる値上げへと悪循環を繰り返すことにつながります。「国保税は支払ったが、医療費が心配で病院に行くのを控えている」の声も聞かれます。これでは国民皆保険の役割を果たしません。保険税が支払え、安心して病院に行くことができ、命を守ることができる制度こそ求められています。

昨年12月には、全国知事会、全国市長会など、地方6団体も国庫負担の増額を求める連名の決議を採択しました。

以上のような状況を踏まえ、本意見書を提出することになりました。

内容につきましては、議案の朗読をもってかえさせていただきます。

発議第9号国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成23年9月16日。

別海町議会議長、渡・政吉殿。

提出者、別海町議会議員、瀧川榮子。

賛成者、同中村忠士。

国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書。

国民健康保険の主な財源は、国、都道府県及び保険者の負担金及び被保険者の保険料から成り立っている。

皆保険の基礎をなす国民健康保険は、制度設計された当時に比べ加入者は大きく変化している。特に、無職者や年金生活者などの低所得者の占める割合が増加した。

その結果、高齢社会の進行等に伴う医療費の増大と相まって、国保会計は慢性的な赤字に陥り、加入者の保険税負担は家計の圧迫となっている。

また、組合健保加入者や共済健保加入者との比較において、同等の収入であっても、その負担額は2倍から3倍も高く、自治体間の保険料の格差も財政力の違いによって2倍以上の開きが生じているのである。

このような事態に陥った大きな原因に、国庫負担の引き下げがある。政府は、昭和59年まで国庫負担割合としてきた45%を38.5%に引き下げ、そのほか事務費負担の廃止や助産費補助も大幅に後退させてきた。その結果、国民健康保険の総収入に占める実質的な国庫負担は30%程度までに低下している。

このまま放置するならば、国民健康保険は制度そのものが根底から崩壊しかねない状態である。

政府は、従来の枠を超えた国庫負担割合を引き上げるよう緊急に求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月16日。

北海道野付郡別海町議会議員、渡・政吉。

意見書提出先、厚生労働大臣。

以上、御審議の上、速やかに御決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（渡・政吉君） 発議第9号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡・政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡・政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡・政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第9号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 発議第10号

○議長（渡・政吉君） 日程第10 発議第10号JR三島・貨物会社の経営安定化に関する意見書についてを議題といたします。

内容について、説明を求めます。

1 番木嶋議員。

○1 番（木嶋悦寛君） J R 三島・貨物会社の経営安定化に関する意見書の内容について御説明申し上げます。

まず、意見書の提出理由ですが、国鉄が民営化され 24 年。J R 各社は、国民のかけがえのない公共交通機関としての移動や輸送を担ってまいりました。特に地方においては、不採算な路線であっても、生活福祉路線として、公共交通機関としての責務を果たしてまいりました。

本州における J R 3 社については、既に株式が上場され、完全民営化となりました。しかし、J R 三島（北海道、四国、九州）及び貨物会社においては、これまでさまざまな経営努力、政府による経営安定化策により何とか経営を維持してまいりましたが、人口減少や景気の低迷により依然厳しい経営状況にあります。

さらに、経営安定化のためにとられてきた税制面での支援措置が今年度末で期限切れを迎えようとしており、こうした措置が廃止となれば、この先、路線の廃止や便数の大幅な減少、運賃の改定などによって利用者や地域住民への影響が懸念されます。

北海道民の大切な足である J R 北海道。この経営の安定化は、道民の暮らしを守り、安心・安全であるべき公共交通機関にとって欠かせない条件であり、J R 三島・貨物会社の経営安定に向けた支援措置の恒久化に向け、政府に対して強く要望するものであります。

よって、ここに本意見書を提出いたします。

内容につきましては、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発議第 10 号 J R 三島・貨物会社の経営安定化に関する意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出いたします。

平成 23 年 9 月 16 日。

別海町議会議長、渡・政吉殿。

提出者、別海町議会議員、木嶋悦寛。

賛成者、同戸田憲悦、同丹羽勝夫、同沓澤昌廣、同今西和雄、同松壽孝雄。

J R 三島・貨物会社の経営安定化に関する意見書。

昭和 62 年 4 月に国鉄が分割・民営化され、公共輸送の使命と鉄道の再生を図るべく J R 7 社が誕生した。国鉄改革は、J R 各社がそれぞれ自立経営を確保し、地域を支える鉄道を再生することを目的として実施されてきたが、J R 三島会社については、発足当初から黒字経営が見込めないとして経営安定基金が設けられ、その運用益と固定資産税等の減免措置による負担軽減によって営業赤字を補てんする措置が講じられてきた。

J R 三島会社・貨物会社は、これまでさまざまな営業施策や徹底した経営効率化など、会社を挙げた経営努力を行ってきたが、もともと経営基盤が脆弱であったことと、長引く景気低迷や人口減少などの影響により、来年 4 月に J R 発足 25 年の節目を迎える今日もなお経営自立を確保するめどが立っていない。

政府は、J R 北海道・四国の経営安定化、J R 三島会社及び J R 貨物の設備投資への支援などを盛り込んだ「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律」の一部改正により新たな支援措置が図られたところであるが、低金利の長期化によって運用益の確保が困難となるなど、依然として厳しい経営環境に置かれている。

こうした中、本年度末には経営支援策の柱である固定資産税等の減免措置の特例が期限切れを迎える。地域の鉄道が果たす役割や鉄道貨物輸送の重要性が再認識される中で、こ

これらの税制特例措置を恒久化し、当該各社の安定的な運営と、安全で安心な地域交通や貨物輸送の確保に向けた道筋を明確にすることが必要である。

よって、政府においては、次年度の税制改正において、下記事項について実施されるよう強く要望する。

記。

１、ＪＲ三島・貨物会社に係る固定資産税、都市計画税を減免する特例措置（いわゆる「継承特例」「三島特例」「新車特例」等）を恒久化すること。

２、ＪＲ三島・貨物会社を初め鉄道事業各社における鉄道車両、軌道用車両などの動力源用軽油に対する軽油取引税については、現在の減免措置を継続すること。

３、ＪＲ三島・貨物会社を初め鉄道事業各社の鉄道用車両に対する固定資産税を非課税とすること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成２３年９月１６日。

北海道野付郡別海町議会議長、渡・政吉。

提出先、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣。

以上であります。

御審議の上、議員各位の御賛同を賜り、速やかに御決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡・政吉君） 発議第１０号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡・政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡・政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡・政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第１０号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１１ 議員派遣の件

○議長（渡・政吉君） 日程第１１ 議員派遣の件を議題といたします。

内容については、お手元に配付のとおりであります。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡・政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

◎日程第 1 2 委員会開催の承認について

○議長（渡・政吉君） 日程第 1 2 委員会開催の承認についてを議題といたします。
内容については、お手元に配付のとおりであります。

お諮りします。

委員会開催については、委員長申し出のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡・政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長申し出のとおり承認することに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長（渡・政吉君） 以上をもって、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

それでは、ここで会議を閉じます。

平成 2 3 年第 3 回別海町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前 1 1 時 5 9 分

◎町長あいさつ

○議長（渡・政吉君） 町長あいさつ。

○町長（水沼 猛君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

まず、本定例会の初日に提案をさせていただきました案件 2 2 件につきまして、御審議、御決定を賜りましたことを厚く御礼を申し上げます。

また、平成 2 2 年度の各会計決算につきましては、特別委員会を設置して審査をいただくこととなりました。丹羽委員長、西原副委員長を初め、委員の皆様方におかれましては、お忙しい時期を迎えられますが、ぜひ慎重な審査を賜りますようお願いを申し上げます。

ここで、3 点ほど御報告とお願いを申し上げたいと思います。

まず、1 点目ですが、町立別海病院の小児科医の確保状況についてでございます。

病院の小児科医の確保につきましては、道の地域医療医師確保対策事業の支援により、札幌医大から最大 4 年間の派遣を平成 1 8 年度から受けておりましたが、平成 2 1 年度でその医師派遣期間が終了しました。

その後、札幌医大医局に在籍する小児科医が少なく、本町への派遣は難しいとのことから、独自に小児科常勤医等の確保に努めてまいりましたが、なかなか小児科医の定着が図られず、現在は 7 月から 9 月末までの 3 カ月間という短期間のスポット常勤医の勤務以降は、確保はできておりません。

このようなことから、道東京事務所、地域医療振興財団、全国自治体病院協議会等を回って紹介の依頼、また、民間の医師紹介会社などにも依頼をいたしているところでございます。

現在は、全国自治体病院協議会等から不定期による出張医勤務の話を複数件受けておまして、紹介された小児科医等と具体的な協議を進めているところでございます。何とか 1 0 月以降の小児科診療体制を調べてまいる所存でございます。

さらに、今後も引き続き、全力で小児科常勤医の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

次に、農作業中の事故についてでございます。

町内では8月上旬に、作業機を修理中の死亡事故が発生しておりますが、道内の農作業による死亡事故は、昨年度に比べ5件増の14件と、著しく増加をしております。

十勝の更別村でも、御夫婦がスラリー貯留槽で急性中毒により亡くなられるという痛ましい事故も発生しておりまして、本町の国営事業で整備された地区におきましても、貯留槽を発生源とする有毒ガスへの注意喚起看板を開発局とともに設置をいたしたところでございますが、これから秋の繁忙期を迎え、特に高齢者の方々の事故防止にも注意を喚起していただきますようお願いをいたします。

3点目でございますが、高病原性鳥インフルエンザウイルスについてでございます。

これから、渡り鳥が飛来する季節となります。昨年の10月には、道内においてカモのふんから高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されております。

このウイルスは、感染した鳥との濃密な接触などの特殊な場合を除いて人に感染しないとされておりますが、もし衰弱したり死亡した野鳥を見つけたときには、素手でさわらないように注意をするとともに、野鳥が大量に死んでいるのを見つけた場合には、役場（水産みどり課）まで、ぜひ御連絡をいただきますよう議員の皆様方にもお願いを申し上げます。

さて、今後の日程でございますが、今のところ本定例会で議決を賜りました中西別資源循環施設の取得に当たりまして、議会の議決が必要となりますので、12月定例会前に臨時会の招集を予定しております。今のところ10月の中旬以降に予定をしておりますが、日程などが決まり次第、案内をさせていただきますと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、あすと明後日、17、18日については、第42回目となる産業祭が開催されますので、議員の皆様方もぜひ参加されますよう御案内を申し上げます。

終わりになりますが、来週9月21日から9月30日までの10日間、秋の全国交通安全運動が実施されます。また、これから日没時間が早まり、夕暮れどきの交通事故も懸念されますので、地域の皆様方への安全運転への注意喚起を重ねてお願いをいたしますとともに、交通事故には十分気をつけていただきますようお願いを申し上げまして、閉会のあいさつといたします。

大変ありがとうございました。

○議長（渡・政吉君） それでは、大変長い期間、町長を初め管理職の皆様、そして議員の皆様、大変御苦勞さまでした。

以上で終わります。

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員